

和町第552号  
令和4年10月31日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

大和町長 浅野



新産業廃棄物最終処分場整備事業に係る第二種事業方法書に対する  
意見書について（提出）

令和4年10月4日付け環対第292号で通知がありましたのことについて、別添  
のとおり意見書を提出します。



担当：大和町民生活課  
高木 健太郎  
TEL：022-345-1117  
FAX：022-347-1060  
E-mail：kankyo@town.taiwa.miyagi.jp

## 新産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

### 総論

本事業については、公益財団法人宮城県環境事業公社により計画された大和町鶴巣大平・幕柳地区の採石場跡地において、対象事業実施区域面積を約 58.65ha、うち埋立面積約 13.28ha、埋立容量約 230 万m<sup>3</sup>とする管理型の産業廃棄物最終処分場を設置しようとする事業である。

対象事業実施区域及びその周辺区域については、オオタカ、ミサゴ等の希少動物が確認されており、モミ・イヌブナ群落が存在している豊かな自然を呈している。また、同地域は大和町における主要な水田地域であり、自然的観点及び大和町の第1次産業を支える地域として保全優先度が高い場所となっている。

本事業については、環境保全に努めることはもちろんのこと、これまでの周辺住民を対象とする説明会等において、飲料水や農業用水の確保、交通安全対策、風評被害等について問題や疑問が寄せられており、事業の実施にあたっては、周辺住民の不安解消、理解は必要不可欠であることから、周辺住民の不安の声に誠実に向き合い、常に寄り添うこと。そして、常に必要・最新の情報の周知や説明に努め、周辺住民からの要望や疑問等の求めに対しては、誠意をもって対応し、仮に不測の事態が発生した場合には、迅速・正確な対応を図ることで、周辺住民の理解醸成に努めること。

### 全体的事項

1. 総論でも述べたとおり、事業の実施にあたっては、周辺住民からの要望・疑問には誠意をもって対応し、必要な情報について周知徹底を図り、周辺住民の理解醸成に努めること。
2. 産業廃棄物最終処分の施設的特性として、施設廃止後においても永続的に埋立廃棄物が存在することを踏まえたうえで影響要因を設定すること。
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）に基づき、施設廃止後の跡地については適正に管理すること。また、その管理については人為的な形質変更のほか、自然災害等によるものであっても同様とすること。
4. 各影響要因については、自然災害、事故等に起因する影響について、考えうる全ての要素を考慮したうえで、科学的根拠に基づき定期定量的に調査し、当該施設の環境への影響に対する安全性を担保すること。また、不測の事態を排除できないことを前提とし、環境への影響が生じてしまった場合において、周辺住民等へ対する補償も含めその責

務・対応について明記すること。

5. 対象事業実施区域周辺において類似施設が設置された場合については、累積的な環境影響が懸念されることから、再度、影響要因を見直し、改めて適切な対応をすること。

6. 評価方法書に記載のある、調査、予測及び評価手法による結果については、根拠となる数値を住民にわかりやすい内容で明確に記載すること。また、評価方法書に記載のある事項で環境影響が予測範囲を超えた場合については、その内容を影響の大小にかかわらず迅速に公表することで周辺住民へ周知し、環境影響に対する追加の措置が必要になるのかを十分に検討したうえで対応すること。

#### 個別事項

各環境要素に係る配慮事項を以下のとおり列挙するので留意されたい。なお、以下の事項については、各分野の専門家等の助言を踏まえ、科学的根拠に基づく定期定量的な調査を行い、評価書にその措置について明記すること。

##### (1) 大気環境

- ・大気環境について、測定時における気象条件が測定結果に影響を及ぼすことも十分に考えられ、また、最近の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことへ配慮すること。

##### (2) 騒音・振動

- ・対象事業実施区域周辺は、静穏な地域であり、施設稼働に伴う騒音・振動については、大気環境と同様に測定時の気象条件が測定結果に影響を及ぼすことも懸念され、また、測定結果からは図ることのできない、周辺住民の生活環境への影響。

##### (3) 悪臭

- ・産業廃棄物由来の悪臭及び最終処分場の通気施設等から発生するガスによる影響。

##### (4) 水質

- ・対象事業実施区域周辺は水田地域であることから、埋立地及び調整池からの浸透水、施設由来の雨水等による排水がおよぼす水道水源及び水田農業に対する影響について、周辺住民及び水利権者との十分な調査地点及び調査項目の協議。

##### (5) 地形及び地質

- ・近年、頻発する集中豪雨等、自然災害がおよぼす地形及び地質への影響に起因する周辺集落及び水田耕作地への影響。
- ・永続的に埋立廃棄物が存在することを踏まえ、長町一利府線断層帯に関する影響要因を設定すること。

##### (6) 動物・植物・生態系

- ・文献調査により確認されている希少猛禽類、重要な植物群落の存在が確認されている

ことから、それらに対する影響。

- ・対象事業実施区域周辺はイノシシによる農作物へ影響があることから、事業実施に伴いイノシシの行動圏が変化し、周辺地域への水田耕作への影響。

#### (7) 景観

- ・評価方法書には自然景観資源は存在しないとあるが、周辺住民が生活するなかで担保されるべき景観への影響。

#### (8) 放射性物質

- ・搬入された産業廃棄物については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が付着している可能性があり、それがおよぼす影響。

### その他事項

#### 特別管理産業廃棄物

- ・評価方法書に記載の特別管理産業廃棄物については、廃石綿等の1種類となっているので、廃石綿等という表記ではなく詳細の記載を願う。
- ・特別管理産業廃棄物についての維持管理基準・管理計画等は、個別の項目として取扱い願う。

#### 交通環境

- ・対象事業実施区域の周辺住民の生活圏の内において、施設稼働に伴う交通渋滞も含めた交通環境への影響については十分に配慮すること。

#### 評価方法書

- ・評価方法書において、対象事業実施区域周辺の住宅戸数に関する資料が、プロット数等により、あたかも対象事業実施区域周辺の住宅戸数が少なく見受けられる構成となっているので実情に合わせた表記を願う。